

社会福祉法人あいの土山福祉会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいの土山福祉会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 会議等とは、法人運営に関連する会議、研修のことをいう。

(報酬)

第3条 法人の役員等に対して支給する報酬は別表のとおりとする。ただし、職員が理事または評議員選任・解任委員となっている場合及び本人からの報酬受取拒否の申出があった場合は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人以外の場所で行われる会議等に出席するために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。ただし、本人からの報酬受取拒否の申出があった場合は支給しない。

(支給日)

第4条 理事長の報酬は、毎月21日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に銀行振込にて支払う。

2 役員等の報酬は、原則としてその出席当日に現金にて支払う。費用弁償については事務局で精算したのちに現金か銀行振込のいずれかで支払う。

(公表)

第5条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成14年 8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年 4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年12月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年12月8日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年12月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	報 酬	費 用 弁 償（旅費）
	金 額	金 額
理 事 長	(イ) 150,000円/月額 (ロ) 日額：5,000円 ※(イ)を支給していない期間 (ロ)を支給。	その他：キロ/18円（自家用車） 公共交通機関/実費相当分
理 事	日 額：5,000円	その他：キロ/18円（自家用車） 公共交通機関/実費相当分
監 事	日 額：5,000円	その他：キロ/18円（自家用車） 公共交通機関/実費相当分
評 議 員	日 額：6,000円 半日額：3,000円	その他：キロ/18円（自家用車） 公共交通機関/実費相当分
評議員選任解任委員	日 額：6,000円 半日額：3,000円	その他：キロ/18円（自家用車） 公共交通機関/実費相当分
第 三 者 委 員	日 額：6,000円 半日額：3,000円	その他：キロ/18円（自家用車） 公共交通機関/実費相当分